

町職員の給与等を 公表します！

▶人件費の状況(令和元年度決算・一般会計と特別会計を含む)

職員数	給料	職員手当	共済費	総合事務組合負担金	合計
255人	869,458千円	496,633千円	266,017千円	119,725千円	1,751,833千円

▶一般行政職の平均給料月額等

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
294,966円	348,835円	40.1歳

▶一般行政職の初任給

区分	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額	182,200円	165,900円	154,900円

▶一般行政職の経験年数別平均給料月額

区分	経験年数	
	10年以上15年未満	20年以上25年未満
大学卒	268,240円	363,522円

▶特別職の報酬等(令和2年4月1日現在)

区分	報酬(給料)月額	期末手当
町長	756,000円	年間4.5月分
副町長	644,000円	
教育長	604,000円	
議長	310,000円	
副議長	254,000円	
委員長	239,000円	
議員	232,000円	

▶級別職員数(令和2年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	主幹	主幹	課長 局長 室長
事務職	34人	40人	80人	31人	42人	3人	21人
構成比	13.5%	15.9%	31.9%	12.4%	16.7%	1.2%	8.4%
技能職	2人	4人					
構成比	33.3%	66.7%					

町職員の給与は、国や地方公共団体、民間企業の給与等を考慮し、町議会の議決を経て、条例で定められています。町政に対してより一層のご理解をいただくため、町職員の給与・職員数の概要をお知らせします。詳細は、町公式ホームページをご覧ください。
 図 総務課(☎581・2121内線311・312)

▶主な職員手当

※毎月支給

扶養手当	配偶者・父母等	6,500円
	子	10,000円
	子(15歳～22歳)	15,000円
住居手当	借家の場合の支給限度額	28,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額
	交通用具(自動車等)利用者	距離に応じた定額

※臨時に支給

期末・勤労手当	民間企業のボーナスに相当	年間4.5月分
退職手当	埼玉県市町村総合事務組合「市町村職員退職手当条例」により支給	最高限度 47.709月分

▶部門別職員数(単位：人 ▲：マイナス)(令和2年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数
		令和元年	令和2年	
一般行政部門	議会	4	4	0
	総務・企画	45	48	3
	税務	19	19	0
	民生	64	64	0
	衛生	20	21	1
	農林水産	10	10	0
	商工	11	12	1
	土木	24	24	0
	小計	197	202	5
	特別行政部門	教育	32	30
小計	32	30	▲2	
公営企業等会計部門	水道	12	12	0
	下水道	5	5	0
	その他	8	8	0
	小計	25	25	0
合計		254	257	3

▶ラスパイレス指数

令和元年度	98.6
-------	------

※地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員構成が国と同一であると仮定して算出し、国の平均給料額を100とした場合の地方公共団体の平均給料額の比率

▶職員1人当たりの人口

令和2年度	129人
-------	------

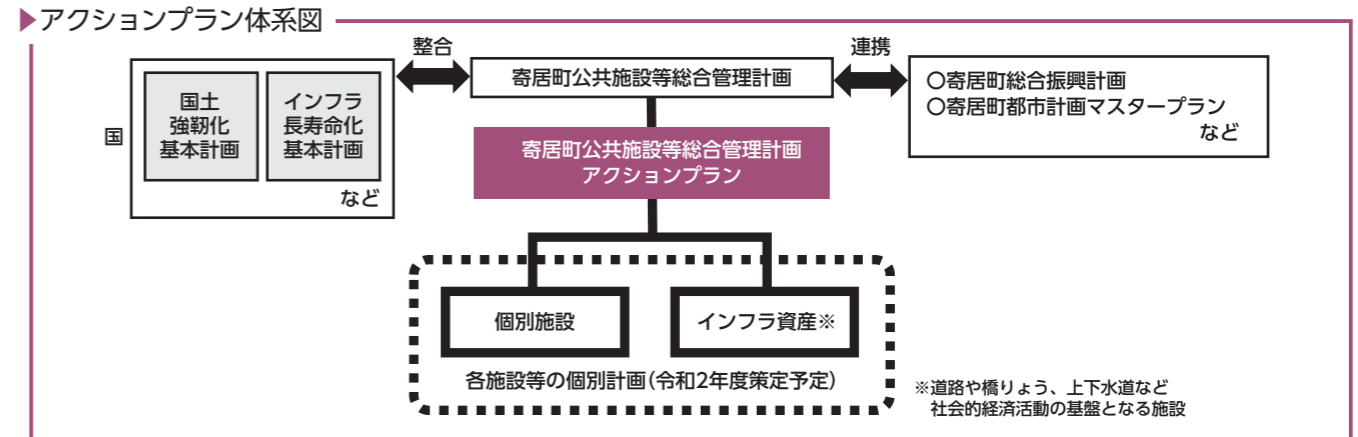
※令和2年4月1日現在の
 ①総人口÷②職員数で算出
 (①33,141人÷②257人)

ACTION! 寄居町公共施設等総合管理計画 アクションプランを策定しました!

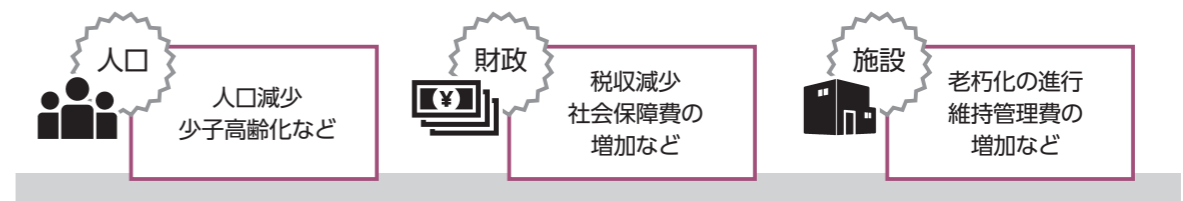
町では、公共施設等を取り巻く課題を解決するため、平成28年度に「寄居町公共施設等総合管理計画」を策定しました。さらに、この総合管理計画を基本方針として、公共施設等のマネジメントを戦略的かつ具体的に実施していくため「寄居町公共施設等総合管理計画アクションプラン」を策定しました。

アクションプランとは…
 総合管理計画を着実に推進するための実施計画で、人口減少・少子高齢化社会の中で、時代の変化に適した“持続可能なまちづくり”を実現するため、公共施設等に関する今後の大きな方向性を定めたもの

図 総合政策課(☎581・2121内線461)



⚠️ 公共施設を取り巻く課題



アクションプランの推進に向けた主な方針

- 公共サービスと財政運営を両立するため、総合管理計画の数値目標「建物等の総量を、延床面積を基準として33%削減」の達成を目指します。
 ▶平成28年度時点で3.50㎡である町民1人当たりの延床面積を2055年には3.22㎡にすることを目標とします。
- 生活に必須となるインフラ整備も財源不足が予測されることから、公共施設については必要最小限の施設を維持します。
 ▶地域コミュニティの維持も考慮します。
- 財源の確保に努めます。
 ▶国・県の補助制度等を有効活用し、町の財政負担の軽減を図ります。

適切な公共サービスの提供と安定した財政運営の両立

アクションプランでは、施設の現状や特性を考慮したうえで、公共施設の今後の方向性を示しました。これからも適切な公共サービスの提供と安定した財政運営の両立に向け努めていきますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



アクションプランは町公式ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。